

東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）における基本的考え方等を踏まえ、官民が協働して東京都内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「東京 P F」という。）を設置することとする。

2 構成員

別紙の機関・団体で構成する。

なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 東京労働局

- ・東京 P F とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

② 東京都（産業労働局）

- ・東京 P F とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

③ 東京都（福祉保健局）

- ・福祉と就労をつなぐ管内区市町村のプラットフォーム（以下「区市町村 P F」という。）との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・区市町村 P F と連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④ 特別区・市町村

- ・各種支援策の周知、広報、実施
- ・東京 P F とりまとめ事務局への政策提案

⑤ 就労支援機関（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京

支部)

- ・職業訓練の充実
- ・東京PFとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ① 就職氷河期世代の積極採用や正社員化の促進支援
- ② 各種支援策の周知、広報、実施
- ③ 東京PFとりまとめ事務局への政策提案

4 東京PFにおける取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

都内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある者
 - ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
 - ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者
- ② 長期にわたり無業の状態にある者
 - ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）
 - ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(3) KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① KPIは適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、東京PFは、「(2) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、区市町村PFの取組を支援していく。

(4) 区市町村PFとの連携

東京PFは、区市町村PFの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図り、区市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・都レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）

- ・経済団体、他の市町村等とのつなぎ作りの支援

- ・都を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、区市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 東京PFの会議運営

(1) 東京PF会議に座長を置き、東京労働局職業安定部職業安定課長をもってあてる。

(2) 上記4の協議を行うため、原則年1回以上を目安に会議を開催するが、この他、必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

東京PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和2年7月15日より施行する。

東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

| 区分 | 構成員 |
|---------|---------------------------|
| 行政側 | 東京労働局（事務局） |
| | 東京都産業労働局（事務局） |
| | 東京都福祉保健局 |
| | 東京都特別区福祉事務所長会 |
| | 東京都市生活保護担当課長会 |
| | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部 |
| 経済・労働団体 | 一般社団法人 東京経営者協会 |
| | 東京商工会議所 |
| | 東京都中小企業団体中央会 |
| | 東京都商工会連合会 |
| | 日本労働組合総連合会東京都連合会 |